報第　１　号

専決事項の報告について

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

　　令和８年１月２６日提出

酒田市長　矢　口　明　子

（提案理由）

　公用車運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものである。

専第　１　号

損害賠償の額の決定について

令和７年１１月１７日に宮城県仙台市青葉区一番町地内で発生した公用車運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１月１３日専決

酒田市長　矢　口　明　子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○　○　○　○ （車両）	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目１番７号　ＡＳプラザビル前　広瀬通	後部バンパー等損傷	１７０，４３４円